

令和7年士幌町議会第1回定例会

1 議事日程 3月7日（金曜日） 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

日程番号5 町政執行方針

日程番号6 教育行政執行方針

（今期議会議案提案理由総括説明）

日程番号7 議案第1号 令和6年度士幌町一般会計補正予算（第12号）

日程番号8 議案第2号 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

日程番号9 議案第3号 令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程番号10 議案第4号 令和6年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

2 出席議員（12名）

1番 中村 貢	2番 森本 真隆	3番 山中 明裕	5番 矢坂 賢哉
6番 牧野 圭司	7番 大西 米明	8番 西山 伸宏	9番 伊藤 健蔵
10番 成田 哲也	11番 曾我 弘美	12番 秋間 紘一	13番 河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	寺田 和也	農業委員会会長	森本 耕二

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	齋藤 英雄	幼児教育課長	角田 淳二
消防課長	仙石 譲		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
----	-------	------	-------

給食センター所長

加納 正信

高校事務長

木下 雅子

- 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者
事務局長 加藤 吉宏

- 8 職務のため出席した者
事務局長 藤内 和三 係長 長岡 直美

9 議事録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	河口議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、令和7年第1回士幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、曾我弘美議員及び12番、秋間紘一議員を指名します。
		日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る3月3日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から3月14日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これに異議ありませんか。
2	河口議長	(異 議 な し) 異議なしと認めます。 会期は、本日から3月14日までの8日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告のとおりです。 次に、十勝圏複合事務組合議会に関する報告及びとかち広域消防事務組合議会に関する報告は、お手元に配付のとおりです。 なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。 次に、道外先進地行政視察に関する第1視察団及び第2視察団の報告は、お手元に配付のとおりです。 なお、視察先の資料につきましては、事務局に配置しておりますので、必要があれば事務局に申出ください。 次に、監査委員から提出のあった例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりです。

3・4	土 屋 教 育 長	これで諸般の報告を終わります。 日程第3、行政報告及び日程第4、教育行政報告を行います。 行政報告及び教育行政報告については、お手元に配付のとおりです。 ここで教育長より追加報告の申出がありますので、これを許します。 教育長、登壇願います。
5		議長のお許しをいただきましたので、ここで教育行政報告の追加分について、インフルエンザ等に関する直近の状況について報告をさせていただきます。 今定例会の教育行政報告で大きな流行には至っていない旨報告をしたところですが、今週3月3日午前の段階で土幌小学校において1、2年生56名中32名が欠席、4年生41名中13名が欠席したため、3日午後から6日まで1、2、4年生で学年閉鎖の措置を講じたところがあります。風邪などによる欠席者もありますが、インフルエンザ感染による欠席者が増加している状況でもあり、昨日の段階で新たに土幌小学校の3年1組において15名中9名が欠席したため、本日7日から10日まで学級閉鎖の措置を講じたところがあります。引き続き感染対策には留意するよう指導してまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。 以上、インフルエンザ等に関する直近の状況に関する報告とさせていただきます。
		河川議長 これでは行政報告及び教育行政報告を終わります。 日程第5、町政執行方針、町長から町政執行方針の申出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。
	高木町長	令和7年第1回定例町議会の開会にあたり、令和7年度の町政執行方針とあわせ、予算の概要について申し上げ、町議会議員の皆さまをはじめ、広く町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。 我が国経済は、600兆円超の名目GDP、33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現したものの、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあります。 こうした中、政府は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、新たな経済ステージへの移行を確実なものとするため、総合経済対策の裏付けとなる令和6年度補正予算の執行を進めているところであります。 国の令和7年度当初予算は、令和6年度補正予算と一体として「経済財政運営と改革の基本方針2024」に沿って、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した

少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置が講じられています。

一般歳出については、68兆2,452億円となり、これに地方交付税交付金等や国債費を加えた歳出総計は、過去最大の115兆5,415億円となったところであります。

このような国の経済、財政の動向の中にあって、町の行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、その状況を踏まえつつ令和7年度の予算編成を行ったものでありますが、今後も財政の健全化に一層留意をしなければならないものと、認識をしているところであります。

令和7年度は、私の任期の最終年度にあたり、「チームしほろ“農村ユートピア”2世紀へ」をテーマに、引き続き、第6期町づくり総合計画、新たに取りまとめた第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進とあわせ、第7期行政改革推進大綱を踏まえ、効率的かつ計画的な行財政運営に留意しつつ、地域の人・産業・資源を活かした「活力のある町」と、町民誰もが安心・安全、生きがいを実感できる「真に豊かな農村しほろ」を目指してまいり所存であります。

令和7年度の主要な施策について第6期町づくり総合計画に掲げた重点施策に沿って申し上げます。

最初に『地域産業の活性化により、多様な雇用を創出する』であります。

基幹産業である農業をめぐっては、引き続き肥料や飼料といった生産資材の高騰が経営を大きく圧迫し、かつてない厳しい状況が続いております。そのような中、十勝管内の農協取扱高は、3,770億円と過去最高となり、十勝農業の底力を示したところであります。生産者・関係機関のこれまでの努力に敬意を表すものであります。その一方で、世界の食料需給を巡るリスクの顕在化への対応や農業の持続可能な成長産業化を推進していかなければなりません。

これまでの生産性の高い土幌型農業に加えて、国の「食料・農業・農村基本法の見直しの方向」を踏まえ、農業・農村の多面的機能を発揮しながら、消費者と食・農とのつながりの深化、担い手の育成・確保、しほろ農業塾の開講、スマート農業の加速化、持続可能な農業とゼロカーボンの推進などの取組みを農業振興対策本部が中心となって推進してまいります。

特に、しほろ農業塾は農村ユートピアに向けての先人の思いや歩みをしっかりと継承すべく、次の時代にチャレンジし続ける農業担い手人材を育む場としてスタートさせます。

その他、農業基盤整備事業の推進のほか多面的機能支払交付金事業を継続してまいります。

一方、商工業についても、物価高騰の影響が長期化し、小規模事業

者の経営は一層厳しいものがありますが、小規模企業振興基本条例に基づく基本計画を商工会との連携で策定し、地域経済の持続的な発展及び町民生活の向上を目指してまいります。

2つ目は、『人の流れを増やし、住環境を充実させ、移住・定住を促す』であります。

本町の3つの観光拠点施設の入込客数はコロナ前の水準まで徐々に回復しているところではありますが、4月のしほろ温泉プラザ緑風のリニューアルオープンによる更なる「関係人口」の拡大を目指してまいります。

移住・定住政策として、定住雇用促進賃貸住宅建設助成事業及びマイホーム建設支援事業に加え、定住スタート応援事業及び奨学金返還支援事業の積極的なPRを図り移住・定住を推進してまいります。

3つ目は『結婚・出産・子育てへの支援を充実させる』であります。

国においては、「こども未来戦略方針」に基づき令和6年度より3年間でこども・子育て政策の強化に集中的に取り組むこととなっています。

本町で結婚し生活を送ることを希望する人達が増えるよう、結婚につながる出会いの場を充実させるため、新たに若者世代交流事業助成をスタートさせます。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う『こども家庭センター』の充実を図ります。

子育てにかかる経済的な負担の軽減として、令和5年度から開始した小学校・中学校の児童・生徒に対する給食費の完全無償化を継続します。

次に、平成20年度にスタートした『認定こども園』ですが、少子化が進む中であっても3歳未満児の入園が増加している現状と施設の老朽化を踏まえ、『こども発達相談センター』と併せて移転新築整備を進め、子育てしやすい環境の充実を図ります。

一方、全国的に子どもの虐待や事故の頻発、子どもの貧困と言われる事態を大変憂慮しているところであり、地域を挙げて子どもを守るために、要保護児童対策地域協議会を構成する町・教育委員会・児童相談所・警察など関係機関との連携を強化してまいりたいと存じます。

4つ目は『安心して住み続けることができる地域をつくる』であります。

国の社会保障制度が見直される中であって、保健・医療・福祉の推進においては、よりきめ細かい対応が必要であると認識をしているところでもあります。

「福祉村」内の各施設の連携を図りながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築を一層進めてまいりたいと存じます。

まず、健康づくりの推進については、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本目標に、誰もが健やかに安心して生活できるよう、引き続きライフステージに応じた各種施策を推進してまいります。

次に、高齢者及び障がい者の福祉についてであります、「第9期介護保険事業計画」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の2年目となりますが、福祉関係団体との連携のもと計画を推進してまいります。

介護保険事業の運営にあたっては、介護予防の充実による保険料の抑制、制度の安定及び町内の施設等の人材確保を図ってまいります。

障がい者福祉では、NPO法人「士幌町障がい者支援の会」により「障がい者総合施設」を拠点として、各種事業が展開されているところであり、今後においてもNPO法人と連携しながら機能の充実を図ってまいりたいと存じます。

更に、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会など福祉関係団体と連携しながら、全地域で展開されている「ふれあい・いきいきサロン」、「共生型常設型居場所」や「たすけ愛」など、地域で支え合うシステムづくりを積極的に推進してまいります。

地域福祉の推進に向けては、高齢者の交通手段の確保が重要な要素であります。市街地におけるコミュニティバス運行と併せ、高齢者等移動支援事業によるハイヤーチケットの交付を継続してまいります。

次に、地域医療に関してですが、医師・看護師不足、診療報酬の改定などにより、自治体病院を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

町内唯一の医療機関であり、保健・医療・福祉を包括する「福祉村」の中核施設としての役割を担う国保病院のサービス向上と経営改善の取組み、人口構造や医療ニーズの変化を踏まえた医療機能や経営形態を含めた議論を行ってまいります。

次に、世界的な気候変動が引き起こす自然災害の頻発・激甚化により町民の生命・財産を脅かすリスクに常にさらされており、防災・減災の対策や日本海溝・千島海溝沿い巨大地震が近い将来発生することも想定されるなかでの事前防災の重要性など、今後においても自然災害への対応は極めて重要であります。

地域防災マネージャーを中心に地域防災計画に基づき、防災備蓄品の整備をはじめ自主防災組織率の向上と活動支援による地域と連携した防災訓練・防災対策の強化に努めてまいります。

また、地球温暖化に伴う猛暑対策として、公共施設への冷房設備の整備を年次的に着手してまいります。

5つ目は、『ゼロカーボン士幌の実現』についてであります。

地球温暖化は、我が国、そして世界全体にとって大きな課題であり

ます。2050年までの脱炭素社会の実現を見据えて、令和4年6月に「土幌町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、今年度、土幌町地球温暖化対策推進計画を策定しました。2030年、2050年の温室効果ガス削減目標に向け、令和5年度に採択を受けた環境省の重点対策加速化事業の活用と共に、町単独補助によって町内の事業者、住民との連携・協働により太陽光発電設備、蓄電池、高効率給湯器等の導入を進めてまいります。

最後に『持続可能な町づくりの推進』についてであります。

町政の推進にあたっては、庁内組織と連動して、町民会議や地方創生推進会議など、町民や関係機関・学識経験者にも広く参画をいただきながら、推進をしてまいります。

次に、広聴活動と積極的な情報発信であります。これまでの広報しほろ・役場だよりでの月1回の発信、春と秋の町づくり懇談会、ユーチューブメールに加え「しほろみらいトーク」と「土幌町公式LINE」などのSNSの積極的な活用を図ってまいります。

また、マイナンバーカード、公式LINEによる各種証明書の申請や「書かない窓口」の導入などデジタル技術を活用した公的サービスの効率化等を積極的に進めます。

次に、財政健全化に向けての取組みであります。国の地方財政計画においては、地方交付税は18兆9,574億円となったものの、臨時財政対策債は平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなり、町財政の運営に支障が生じないように引き続き、時代のニーズをしっかりと見極めながら、より計画的かつ効率的な財政運営に留意しなければなりません。

また、新たな財源の確保の一端を担っている本町のふるさと納税は、返礼品を準備いただいているJA土幌町や各事業者のご協力により年々増加し、令和5年度5億1,500万円、令和6年度も約5億円を見込んでおります。令和4年度より開始しました企業版ふるさと納税を含めた寄附実績の着実な増加を図るだけでなく、土幌町の魅力を発信するツールとしても活用し、更なる地域好循環を目指してまいりたいと存じます。

本町においては、町の担う行政サービスの手段である事務事業及び公共施設について担うべき主体やニーズの多様化を支える上で、経常収支比率が高い状況にあります。労務単価の上昇や物価高騰の影響から経常的経費は、ここ数年大幅に増加しています。引き続き、第7期行政改革推進大綱の着実な実施により、健全な財政運営に一層留意をしてまいります。

それでは、令和7年度町予算の概要について申し上げます。

令和7年度一般会計予算額は、111億6,000万円で、前年度当初に比

べ、16億5,600万円、17.4%増の予算編成となり、4 特別会計と 3 事業会計を合わせた全会計の予算額は、156億353万円となり、前年度当初に比べ、16億3,332万円、11.7%増となりました。

主要な建設事業では、公営住宅の建替等事業に 1 億1,204万円、認定こども園移転新築事業に19億3,300万円、こども発達相談センター移転新築事業に 4 億1,010万円、しほろ温泉プラザ緑風の再整備事業に 2 億4,259万円を計上しました。

町道整備事業では、補助・単独事業あわせて、継続 5 路線、橋梁長寿命化事業の点検36橋、設計・工事各 1 橋に 3 億1,580万円を計上したところであります。

土地改良事業として、農道では継続1路線で5,110万円、明渠排水事業に6,130万円、道営土地改良事業では、基盤整備 4 地区、水利 1 地区、特別農道1地区で 4 億3,282万円を計上しました。

この他、多面的機能支払事業による町内 9 地区保全隊への補助金として 1 億4,391万円を計上したところであります。

また、経済対策としてはプレミアム商品券発行事業に1,000万円を計上しました。

福祉関係では、前年度から開始した高齢者世帯等のエアコン購入費への助成制度に加え、福祉施設への助成制度を創設し、合わせて857万円を計上したほか、高齢者の補聴器購入費への助成制度を創設し100万円を計上、将来的な重層的支援体制整備に向けて、常設型サロンや共生型サロンなど新たな生活支援サービスの拡充を図るため、生活支援体制整備事業に前年度同様に800万円を計上し社会福祉協議会へ委託、高齢者等移動支援事業は672万円を計上、介護事業所の安定的な運営のため、介護事業所運営補助金に2,000万円を計上しております。

商工労働関係では、商工業活性化推進事業助成金に964万円を計上、住宅リフォーム費用助成事業に210万円、助成対象に賃貸住宅家賃への一部助成を含む移住促進事業補助金に438万円、定住雇用促進賃貸住宅建設に300万円を計上しました。

観光関係では、観光拠点 3 施設の指定管理委託料を総額4,828万円に増額しました。

農林業関係につきましては、基幹作物輪作維持支援事業に5,130万円、新たにしほろ農業塾開講への経費として42万円、民有林の造林事業補助の輝く未来につなぐ森林整備事業に500万円、有害鳥獣駆除対策は744万円に増額、引き続き、エキノコックス対策に41万円を計上しました。

教育関係では、小中学校の教員・特別支援員の配置など、引き続き、教育の充実に向けた関連予算を計上したほか、小中学生の給食費完全無償化を継続します。

士幌高校では、農業マーケティング実践学習・農業先進技術活用実

		践学習に317万円を計上しました。 このほか、役場庁舎地下にある電気室の屋外移設に1億2,639万円、庁舎・コミセンへのエアコン設置に1,728万円、ゼロカーボン推進の関連補助事業に4,968万円を計上、創設100周年を迎える土幌消防団の記念事業費に286万円、前年度から開始した奨学金返還支援助成に200万円を計上しました。 歳入では、町税を4.8%増の10億9,843万円、地方交付税は、普通交付税を5,000万円、1.8%増の27億8,000万円としたほか、寄附金は、ふるさと納税の実績も鑑みて、前年度同額の5億円、繰入金は、愛のまち建設基金繰入金を4億円増額し、6億5,000万円を計上しました。 臨時財政対策債は、国の地方財政計画に基づき皆減とし、町債全体では、各起債対象事業に応じた借入を予定し、6億5,340万円、40.8%増の22億5,640万円となりました。 財源不足については、財政調整基金と減債基金から、6億4,458万円の繰り入れを見込み、更に不足する財源につきましては備荒資金組合からの還付金として、6億6,200万円を計上いたしました。 今後も、地方交付税の減少や補助金、交付金の削減、更に公債費の増加が予想されることから、第6期町づくり総合計画、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略、第7期行政改革推進大綱の確実な実施に向け、国の様々な制度改正等の確に踏まえながら、より一層の財政の健全化を目指してまいります。 以上、令和7年度の町政推進と予算の概要について所信を述べさせていただきます。 土幌町の歴史は挑戦の歴史であり、先人が「農村ユートピア」を目指した地域のたゆまぬ努力とあふれる熱意により、多くの困難を乗り越え未来への道を切り拓いてきました。 今後も、町民の皆様と力を合わせ、様々な困難に向き合い、挑戦し続けることで、更に大きく飛躍できるものと考えています。そのためにも、全力で町政運営に取り組んで参ります。 予算案のそれぞれの内容を充分ご検討のうえ、原案をご承認いただきますようお願い申し上げます。 また、予算の執行にあたっては更に助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、町政執行方針といたします。
6	河口議長 土屋 教育長	日程第6、教育行政執行方針、教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。 令和7年第1回定例会の開会にあたり、令和7年度土幌町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。 教育基本法は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と、その目的と基本理念

を明確にしているところであります。

この理念を踏まえ、町民の信頼と期待に応えるために必要な教育環境を整備し、教育の質を高めていくことは極めて重要であり、令和3年度から5年間を計画期間とする「士幌町教育振興基本計画」に基づき、教育施策の総合的・計画的な推進を図ってまいります。

今日の社会は、人口の減少、少子高齢化に加え、グローバル化、産業構造の変化など数多くの課題を抱えており、これからの社会は、IoTやビッグデータ、人工知能をはじめとする急速な技術革新や、グローバル化の一層の推進などにより、大きく変化することが予想されています。

そうした中、本町の学校教育においては、教育実践のテーマである「過去を見直し、今を見極め、先を見据える教育」を基調とし、子ども一人ひとりが夢と希望を持って「生きる力」を身につけるため、幼・小・中・高の異校種間の連携・接続を推進するとともに、学校はもとより家庭や地域と連携する「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」の推進を図り、「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の調和のとれた育成と地域の温かい眼差しの中で、未来を担う子どもたちが人間性豊かで創造性にあふれ、心身ともにたくましく成長するよう充実した教育環境づくりに取り組みます。

また、社会教育においては、すべての人々がスポーツや文化活動など多様な活動に参加し、生きがいをもって心豊かな生活を営み、生涯にわたって学びその成果が活かせる生涯学習社会を展望しつつ、教育行政を推進してまいります。

次に、令和7年度の重点施策について申し上げます。

はじめに、学校教育についてであります。

子どもたちがこれからの変化が激しい社会の一員として自立して活躍するため、学校においては、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう子どもたち一人ひとりの良さや可能性を引き出し、新しい時代に必要となる資質・能力を育成することが極めて重要であります。特に、小・中学校については、義務教育9年間を見通した系統的で継続的な指導の更なる充実を目指します。

また、教育活動等の様々な見直しや改善、精選に取り組み、効率的・効果的な質の高い教育活動の実施並びに校務運営の推進を図ってまいります。

学力向上については、全国学力・学習状況調査等の各種検査結果を検証・分析し、具体的な改善策に結びつける系統的で継続的な取組を全校体制で行うとともに、学校間で情報を交流・共有することによって町内全体の学力の向上を目指します。

また、子どもたちの学力向上に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の

実現に向けた授業改善を積極的・組織的に推進を図ってまいります。
各学校では、校内研修の充実やＩＣＴの効果的な活用を図った指導などを具体的に位置づけ、取り組んでいくこと、主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探求的な学習やＳＴＥＡＭ教育等の教科等横断的な学習の推進を支援してまいります。

昨年制定した、町費負担による臨時教諭を配置する対象学年を小・中学校全学年に拡大する「土幌町立小・中学校における学級編制等に関する規則」により、本年度は小学校第１学年と第４学年、中学校第２学年で少人数学級編制等を実施し、個に応じた指導の充実を推進してまいります。

また、必要に応じて臨時教諭、時間講師、支援員を、医療的ケアが必要な児童生徒が就学する学校には看護師の配置を行ってまいります。

本町においては、令和５年度より中学校英語科教員による小学校「外国語・外国語活動」の専科指導を進めてまいりました。本年度も引き続き小中連携した専科指導をさらに充実させるとともに、３名体制の外国語指導助手派遣の継続により、児童生徒の外国語に対する興味・関心を高め、「聞くこと・話すこと・読むこと・書くこと」の言語活動を通し、外国語によるコミュニケーション能力の育成を一層図ってまいります。

特別支援教育については、インクルーシブ教育の理念に基づいた全校体制での特別支援教育推進の充実に向けて、教員の専門性の向上に努め、校内連携会議の定期的な開催など子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ってまいります。加えて、特別支援教育支援員を要所に配置して、子ども一人ひとりの能力や可能性を伸長するきめ細かな指導・支援に努めてまいります。

また、教育委員会、学校、こども園、保育所等の関係機関の連携組織である「土幌町子育て支援連携協議会」で協議し、特別な教育的支援が必要な子ども一人ひとりに乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を推進してまいります。

一人一台端末は児童生徒の学びに必要な基盤的ツールとしての位置づけがますます高まっています。今年度は小・中学校児童生徒の端末を更新することもあり、各学校における「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実の実現に向けたＩＣＴの効果的な活用を進めるため、教育研究所ＩＣＴ部会を中核とした町内交流や研修会開催などで、教職員のＩＣＴ活用能力の一層の向上を図ってまいります。

また、ＩＣＴの積極的な活用に伴う、児童生徒の情報モラル教育の充実や健康への配慮に加えて、校務の情報化・効率化や教育データの利活用による効果的な学びの支援についても一層推進してまいります。

長期休業中の学習サポートについては、小学校３校の合同開催や土

幌高校生徒の協力など学校連携の要素も加わり、年を経るごとに内容が充実するなど、着実に成果を上げており、基礎基本の定着や主体的に学習に臨む態度の育成等を目指し、更に効果の上がる取り組みにしていまいります。

教育委員会が平成26年3月から開始した北海道大学の学生による「学習サポート塾」には、毎回多くの小・中学生が参加し、学習のみならず、読書や運動等を通して、大学生と楽しく学ぶ機会となっており、今後も更に充実を図りながら継続してまいります。

教職員の研修については、教員免許更新制の発展的解消に伴う、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた新しい研修制度が実施され、教師自身の個別最適な学び、協働的な学びが求められています。

I C T活用能力や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などプロ教師としての資質能力を磨く各種の研究会・研修会への参加を積極的に後押しすることや日常的教育実践や自己研鑽を進め、教員同士の学び合いを高める校内体制の充実を支援してまいります。

また、学校教育に対する信頼を確保するため、教職員の不祥事根絶などを目指した服務規律の徹底に向けた校内体制の整備や研修の充実を進めてまいります。

子どもたちが、互いを尊重し、ともに支え合いながら社会の一員として成長するためには、学校・家庭・地域が連携しながら、心身の健やかな発達を支えていくことが大切です。

道徳教育の核となる「道徳授業」で学んだことは、他の教科や総合的な学習の時間、特別活動などと連携した視点をもつことにより、自らの生き方について考えを深めることにつながります。命を大切にする心や思いやりの心、公共心や規範意識を育てるため、あるいは、社会性や豊かな人間性を育むため、組織的・計画的な道徳教育の指導体制の整備と、「考え議論する道徳」の授業づくりを推進してまいります。

いじめは、全ての子どもたちが「いかなる理由があろうと、絶対に許さない」という強い認識を持ち、児童生徒が主体的に未然防止に取り組む学校風土を醸成するとともに、教職員のいじめの積極的認知と情報共有を進めた体制を整備して、いじめの早期発見・早期解消に取り組む学校づくりを支援してまいります。

各学校においては必要に応じて「いじめ防止基本方針」の見直しを行うとともに、保護者や地域への説明などで理解と連携を図り、組織的・積極的ないじめ防止対策を推進するよう努めてまいります。

近年、学校に足が向かずに、短時間の登校や欠席が多くなっている不登校児童生徒が多く見受けられ、各学校においても支援教室の設置などの対策を講じています。不登校に至る原因は児童生徒により様々で、個々に応じた丁寧な支援が必要であり、令和5年度より、町採用

の不登校対策専門員を配置、令和6年度からは町採用の支援員を新たに配置し、児童生徒及びその保護者に寄り添った相談など適切な支援をしております。本年度についても専門員の配置を継続し、関係機関とも連携を図るなど不登校に対する支援の充実を図ってまいります。

体力については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を検証・分析し、学校課題に対する具体的な改善策に結びつける取り組みを行うとともに、学校間で情報を交流・共有することによって町内全体の体力・運動能力の向上を目指します。また、本年度も小学校に町採用の体育専科教員の配置を継続して、体育の授業改善及び日常活動を通じた体力・運動能力の向上を支援してまいります。

新体力テストについては、全学年・全種目実施や複数回実施による体力向上の取組を推進してまいります。

本町の児童生徒は、スポーツ少年団活動・部活動参加率が高く、各種スポーツ競技大会での成果が注目されていますが、健康・体力や運動能力の一層の向上を図る方策として、これらの活動を積極的に支援してまいります。また、部活動の地域展開につきましては、実施に向けた準備会を設置して、関係機関との連携を一層強め、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域の実態を踏まえた地域展開への協議を推進してまいります。

学校は子どもたちにとって安全で安心して学ぶ場でなければなりません。通学時の安全対策を含めて、実践的な防災・防犯教育を進めるとともに、子どもたちの安全・安心を確保し、快適に学ぶことができる教育環境を整備するために、家庭や地域・関係機関との連携を図ってまいります。また、自然災害への対応等を想定した「一日防災学校」の取り組みを推進してまいります。

地元で生産される農畜産物などを利用した食品加工体験を通して、地域の産業や食に関して学ぶ、食農体験学習「大地くんと学ぼう」は、管内的にも注目される取り組みであり、本町の特色ある教育活動の一つであります。今後も農畜産物加工研修施設「しほろキッチン」の有効活用や学習内容の充実を図るなど継続して実施してまいります。

各小学校間で長い歴史がある都市小学校との交流事業は、子どもたちの日常生活では経験することのできない貴重な体験を通して、人間形成に大きな役割を果たすものと考えます。

事業実施にあたっては、相互交流を基本とすることから、交流先の理解と協力が必要となりますが、子どもたちの心に残る事業実施に向けて協議を進め、本事業の目的達成に努めてまいります。

学校給食では、衛生管理や指導の徹底を図り、食の安全確保に努めてまいります。

地産地消の推進につきましては、「ふるさと給食月間」の設定、土幌町肉牛振興会や土幌高等学校の協力の下、土幌産の食材を生きた教

材として活用し、安心できる給食を提供することで、地域の食文化への理解を深める取り組みを進めてまいります。

北海道士幌高等学校は、農業及び農業関連産業の担い手育成をめざし、地域の信頼に応える教育実践を経営方針として学校経営を展開してまいりました。

近年は、少子化の影響から、郡部校の存続が極めて厳しい状況にあるものの、本校の農業教育の実践は、望ましい勤労観や職業観を育むとともに、修学支援制度や海外文化交流事業などを活用し、農業の魅力を伝え地域を支える産業人育成のために大きな役割を果たしているところです。

今後につきましても、本校の特色ある活動や教育の成果、そして、学校の魅力を広く発信することにより、より多くの皆さんの本校に対する興味・関心を高めて、入学希望者の増加に繋げてまいります。

子どもたちの健やかな成長を支えるためには、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる環境をつくる必要があります。

認定こども園を含め町内の全ての小・中・高等学校に導入した「コミュニティ・スクール」の充実を図り、地域住民及び保護者の学校運営への一層の参画を促し、学校と地域がより一体となった組織づくりを進めてまいります。また、昨年度より配置した「士幌町コミュニティ・スクールコーディネーター」の活用を図り、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動をコーディネートすることで地域と学校が繋がり、教育活動がより充実したものとなるよう推進してまいります。

「士幌町幼・小・中・高連携教育」の推進は3年目となります。本年度は、過去2年間の取組の成果と課題を検証し、連携の質や量の充実とともに、教職員の交流など、認定こども園・保育所・小学校・中学校・高等学校の各学校間の連携・接続を図りながら、管理職がリーダーシップを発揮して学校運営に当たるとともに、教職員の発想を生かした創造的な取組が展開できる環境づくりを推進してまいります。

学校における働き方改革については、学校行事などの教育活動のスリム化やICTを活用した教科指導並びに校務の効率化を推進して、教職員の時間外在校時間の削減など推し進めてまいりました。今後については、「北海道アクションプラン」や現状把握をもとにした「士幌町立学校における働き方改革推進プラン」の見直しなど、教職員の働き方改革に関する意識を高める取組や「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた学校運営体制の充実、環境整備を推進してまいります。

次に、社会教育についてであります。

令和4年度から5年間を計画期間とする社会教育中期計画に基づき、各種の社会教育施策を推進してまいります。

町民が生涯にわたって生きがいをもち、充実した生活を実現するた

めに、それぞれのライフステージに応じた学習活動を行って自己実現を図ることが必要であり、その意味では社会教育の果たす役割は極めて重要であると考えます。

近年、核家族化や少子化などの影響により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。このため、家庭教育に資する学習活動や、子育てに関する支援事業の充実に努めてまいります。

生涯学習の推進については、いつでも、どこでも、だれもが必要に応じて生涯学びあえる環境づくりを進める必要があることから、様々な学習機会の提供に努めてまいります。

少年教育については、サタデースクール、放課後子ども教室、イングリッシュキャンプ、学習サポート塾の継続実施により、自然や生活体験を重視した学習を行い、豊かな人間形成を図る学習機会の充実に努めてまいります。

青年教育については、町づくりの更なる活性化を図るため、青年組織の主体的活動を支援するとともに、若い力の町づくりへの積極的な参加を支援してまいります。

成人一般教育については、生涯学習講座や研修会、出前講座など様々な学習機会の提供に努めるとともに、特に女性活動の推進については、女性ライフスクールの開設、地区女性学級の支援に取り組むほか、女性団体の活動に支援を行ってまいります。

家庭教育については、インターネットやスマートフォンの普及などの社会環境や共働き家庭の増加など家庭環境の変化により、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、新たな課題が発生しています。

そのため、教育を考える集いやインターネットの講座などの学習機会の提供を行い、家庭教育の充実に努めてまいります。

高齢者教育については、柏樹学級の開設により、スポーツ・ボランティア活動や世代間交流活動を通して心身の健康増進に努め、生きがいのある生活が実現できるよう支援していくほか、豊かな経験を生かした学習活動や社会参加を推進してまいります。

本町における芸術・文化活動は、文化協会加盟団体や各種サークルにより自主的な活動が活発に行われています。引き続き、文化団体への活動支援や芸術鑑賞会、文化祭の開催を行ってまいります。

スポーツについては、健康や体力の維持・増進のほか、地域コミュニティ形成にも大きな役割を果たすものであり、「町民一人一スポーツ」運動を推進してまいります。

また、町民が個々の体力や健康状態に応じてスポーツに取り組めるよう、初歩的なスポーツ教室や軽スポーツの普及促進に努めるほか、スポーツ推進委員や町体育連盟各競技団体と連携を図り、各種競技大会を開催いたします。

スポーツ少年団活動は、競技技術の向上に加えて、子どもたちの健全育成にも大きく寄与するものであり、指導者の養成や日常活動に対する支援に取り組んでまいります。

社会教育施設については、複合施設である総合研修センターにつきましては、令和5年度より指定管理者制度による業務委託となりましたが、これまで通り生涯学習の拠点施設としての役割を果たしてまいります。

今後も、いつでも・だれもが学ぶことができる施設として多くの町民の方々に利用していただけるよう、利用者のニーズを的確に把握して、要望に十分応えられるよう、施設・設備の維持・管理に努めてまいります。

また、本町では、各地区公民館が地域コミュニティを形成する場として重要な役割を果たしており、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に大きく寄与しています。公民館活動推進委員会への継続した支援を行うとともに、公民館施設は各地区の活動拠点であるとともに災害時の避難場所に指定されていることから、施設・設備の適切な維持・管理を行ってまいります。

したしみ図書館についても、指定管理者制度による業務委託となりましたが、生涯学習のための拠点として、町民の読書要求と学習意欲に応えられる資料を収集・提供するとともに、広く町民に親しまれる図書館づくりに取り組んでまいります。

また、小学校と連携した巡回図書や読み聞かせ等の活動を継続するとともに、ボランティアサークルの育成を図り、子どもの読書活動の推進・充実を図ってまいります。

その他、スポーツ施設についても、施設延命化のため、適切に維持・管理をしてまいります。

以上、令和7年度教育行政執行方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、総合教育会議などを通して、これまで以上に町長との連携を図り、土幌町教育大綱に掲げる「輝く未来へしほろ創生」の基本理念のもと、今後も次代を担う本町の子どもたちの健やかな成長と、町民の皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造をめざし、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体等との連携を深めて本町教育のより一層の充実・発展のため、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

河口議長

これで執行方針を終わります。

なお、行政報告及び執行方針に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

ここで11時10分まで休憩します。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

河口議長

休憩を解き会議を再開します。

本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

亀野
副町長

それでは、今定例議会に提案をしております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、令和 6 年度補正予算 4 件、定住自立圏協定の変更 1 件、新規条例の制定 1 件、その他条例の一部改正及び廃止 14 件、令和 7 年度当初予算が一般会計から下水道事業会計までの 8 件で、合計 28 件の議案を提出させていただきます。

議案第 1 号から議案第 4 号までは、令和 6 年度一般会計ほか 2 特別会計及び 1 事業会計の補正予算であります。議案第 5 号は、帯広市との間で結んでいる定住自立圏形成協定に関わる変更について議決を求めるものであります。議案第 6 号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第 7 号は地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例についてそれぞれ引用しております文言を改めるため、関係条例を改正するものでございます。議案第 8 号は、士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正で、助成対象者の範囲に適した字句に改めるほか、一部長の裁量要件を加えるため、本条例を改正しようとするものでございます。議案第 9 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正で、国が進める住民基本台帳、地方税等の情報システム標準化に伴うマイナンバーの独自利用を行う事務等について条例の整備を行うものでございます。議案第 10 号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児、介護等による休暇の取得要件を緩和するため、関係条例を改めようとするものでございます。議案第 11 号は、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正で、年次有給休暇等の付与基準の見直しに伴う改正でございます。議案第 12 号は、士幌町社会福祉委員会条例の廃止について、議案第 13 号は士幌町学校部活動地域展開準備会の設置に伴い新たに設置条例を制定するものであります。議案第 14 号は、報酬に関する条例の一部改正で、会の設置や廃止などにより所要の改正を行うものでございます。議案第 15 号は、国家公務員の給与に関する法律の改正に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。議

		案第16号は、幅広い人材確保を目的に所要の措置を講じるため、士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。議案第17号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正されたことに伴い、士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。議案第18号は、士幌町国民健康保険税条例の一部改正で、保険料水準の統一に伴う保険税率等の改正と併せまして地方税法施行令の改正に伴い、課税賦課限度額及び軽減判定基準がそれぞれ変更されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。議案第19号は、建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例の一部改正で、審査会や委員会の組織体制を改めようとするものであります。議案第20号は、士幌町簡易水道事業給水管理条例の一部改正で、水道法施行令の改正に伴い本条例を改正しようとするものでございます。議案第21号から第28号までは、令和7年度の一般会計、4特別会計及び3事業会計の予算についてであります。なお、追加議案として補正予算を新たに1件提出する予定でございます。 以上、本日ご提案をいたしました議案についてご説明申し上げましたが、議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げ、総括説明といたします。
7	河口議長 西野 総務課長	日程第7、議案第1号「令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第12号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第1号 令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第12号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,694万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億5,475万2,000円に改めようとするものです。 繰越明許費は第2表、繰越明許費によるものとし、地方債の補正は第3表、地方債補正によるものといたします。 それでは、歳出からご説明いたしますので、16ページをお開き願います。2款1項6目企画費では、7節報償費から12節委託料までふるさと納税に係る費用につきまして本年度の寄附額の実績等を踏まえ、所要の経費合わせて1,500万円を追加するもので、特定財源として指定寄附金を1,500万円追加するほか、北海道応援大使プロジェクト事業に係る道からの補助金や移住、定住促進事業に係るいきいきふるさと推進事業助成金の額確定に伴い、地域づくり総合交付金30万円、雑入金93万円を追加する財源補正でございます。 次に、7目環境対策費では、特定財源において本年度いただいた企業版ふるさと納税をゼロカーボンシティ達成に向けた再エネ導入促進

事業に充てるため、指定寄附金170万円を追加し、愛のまち建設基金繰入金を同額減額する財源補正でございます。

次に、10目地域生活交通確保対策事業費では、実績見込みにより18節負担金補助及び交付金に地域生活交通路線維持費補助金174万4,000円を追加し、特定財源につきましては基金繰入金を同額追加するものでございます。

次に、12目諸費では、特定財源において本年度整備の防災備蓄品等に係る道の補助額が確定したため、財源補正として地域づくり総合交付金170万円を追加するほか、国の令和6年度補正予算で措置されました新しい地方経済・生活環境創生交付金の地域防災緊急整備型を活用し、避難所の生活環境改善をはじめ防災、減災に必要な車両、資機材の充実を図るため、14節工事請負費に役場庁舎電気自動車用充電設備設置工事90万円、17節備品購入費の機械器具購入費に防災資機材運搬用トラックなどの購入費として1,485万1,000円、19節扶助費にテント式パーティションなどの購入費として災害救助用物資4,073万9,000円を追加し、特定財源として国の交付金を2,826万円、教育・福祉施設等整備事業債を680万円追加するもので、この地域防災緊急整備事業につきまして別に説明資料を用意しておりますので、説明資料の最終ページ、80ページを御覧願います。

説明資料、士幌町地域防災緊急整備事業にありますとおり、今回整備を進めます内容といたしまして、記載のトラックや電気自動車、テント式パーティションなど避難所の環境面の向上に資するものとなっており、国の新たな交付金を活用し、これら各種資機材の充実を図るものでございます。事業費は全体で5,649万円となり、補助残の町負担分には一部補正予算債として教育・福祉施設等整備事業債を活用し、それ以外の経費には特別交付税が措置されるものでございます。

補正予算書に戻っていただきまして、17ページ上段の14目愛のまち建設基金費では、指定寄附金を基金に積み立てるものですが、個人版と企業版のふるさと納税の寄附実績等を踏まえ、24節積立金に1,570万円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額充当、次の15目飯島賞贈呈基金費では、今年度の表彰該当者がなかったため、7節報償費で5万円減額、24節積立金に基金積立金1,000円を追加し、特定財源につきましては基金繰入金を記載のとおり減額するものでございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、士幌町福祉事業者共同人材確保会への助成金として18節負担金補助及び交付金に介護サービス等人材確保促進事業補助金30万円を追加し、特定財源につきましては生活困窮者就労準備支援事業費補助金の財源補正のほか、冬期暖房費助成事業に係る道からの補助額が確定したため、地域づくり総合交付金を追加する財源補正でございます。

次に、3目障がい者福祉費では、実績見込みにより19節扶助費に自

立支援介護・訓練等給付費1,400万円を追加し、特定財源につきましては精神障がい者の地域活動支援センター等の通所交通費補助事業に係る道からの補助額が確定したため、地方づくり総合交付金を追加する財源補正でございます。

次に、18ページをお開き願います。2項2目認定こども園費では、特定財源において認定こども園整備事業に係る一般単独事業債など町債の額確定に伴う財源補正で、次の3目へき地保育所費では実績見込みにより12節委託料の上居辺へき地保育所運営委託料440万円を減額、次の8目こども発達相談センター費では特定財源においてこども発達相談センター整備事業に係る町債の額確定に伴う財源補正でございます。

次に、4款1項3目環境衛生費では、特定財源において士幌聖苑外壁塗装工事に係る道からの補助額が確定したため、地域づくり総合交付金を追加する財源補正で、次の4目病院費では18節負担金補助及び交付金の企業債利子に対する負担金の減額、不採算地区病院の運営に要する負担金の追加合わせて8,000万円を追加するほか、医療機器等の整備に係る追加の繰り出し分として23節投資及び出資金に病院事業会計医療機器整備事業出資金163万9,000円を追加するものでございます。

次に、19ページに移りまして、2項1目ごみ処理費では、特定財源において中士幌ストックポイント整備事業に係る道からの補助額が確定したため地域づくり総合交付金を追加するほか、新中間処理施設整備事業に係る町債の額確定に伴う財源補正でございます。

次に、5款1項1目労働諸費では、事業実績に伴い18節負担金補助及び交付金の雇用対策連絡調整協議会負担金50万円を減額するものでございます。

次に、6款1項4目農業振興基金運用事業費では、事業実績に伴い8節旅費及び18節負担金補助及び交付金の各助成金などを記載のとおり減額、または追加するほか、基金利子収入の確定分やいただいた寄附金分を含め、24節積立金に特別分、一般分を合わせて3,859万2,000円を追加し、特定財源として基金の利子収入や指定寄附金、繰入金などの増減を合わせまして2,338万円を追加するものでございます。

次に、20ページをお開き願います。5目農業振興人材育成基金運用事業費では、事業実績に伴い18節負担金補助及び交付金の各助成金を記載のとおり減額するほか、基金利子収入の確定等により24節積立金で基金積立金101万7,000円を追加し、特定財源として基金利子収入28万5,000円を追加、次の6目畜産業費では事業実績に伴い、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで記載のとおり減額または追加するほか、24節積立金で基金積立金1万1,000円を追加し、特定財源として基金繰入金62万円を追加するものでございます。

次に、7目土地改良事業費では、事業実績の精査により10節需用費から21節補償補填及び賠償金まで合わせまして5,171万5,000円を減額し、特定財源として道営事業受益者分担金を17万2,000円、公共事業等債を4,240万円追加、辺地対策事業債を6,110万円減額するものでございます。

次に、21ページに移りまして、8目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費では、事業実績に伴い18節負担金補助及び交付金を記載のとおり追加し、24節積立金では基金積立金712万4,000円を減額し、特定財源として基金の利子収入や雑入金を合わせまして687万5,000円を減額するものでございます。

次に、2項1目林業振興費では、森林環境譲与税の譲与額確定により24節積立金で基金積立金107万8,000円を追加し、特定財源につきましてはエゾシカ緊急対策事業に係る道からの補助額が確定したため地域づくり総合交付金を追加する財源補正で、次の2目林道費では特定財源において森林管理道ワッカ美加登線開設事業に係る辺地対策事業債を減額する財源補正でございます。

次に、7款1項2目観光振興費では、事業実績に伴い20節貸付金の第三セクター貸付金700万円を減額し、特定財源として第三セクター貸付金償還金を同額減額するほか、過年度にいただいた企業版ふるさと納税をプラザ緑風再整備事業に充てるため愛のまち建設基金繰入金30万円を追加し、起債対象事業費の額確定に伴い辺地対策事業債、公共事業等債をそれぞれ減額する財源補正でございます。

次に、22ページをお開き願います。8款1項3目公園管理費では、事業実績の精査により12節委託料の公園等管理委託料100万円を減額するものでございます。

次に、2項2目道路橋梁維持費では、除雪ドーザー導入事業に係る実績確定により、17節備品購入費の機械器具購入費を2,500万円減額し、特定財源として社会資本整備総合交付金を1,837万3,000円減額、次の3目道路橋梁新設改良費では事業実績の精査により12節委託料から21節補償補填及び賠償金まで合わせまして1億3,950万円を減額し、特定財源として社会資本整備総合交付金など国庫補助金2件合わせて6,812万7,000円、町債3件合わせて4,130万円を減額するものでございます。

次に、23ページに移りまして、5項1目住宅管理費では、修繕料の不足に伴い10節需用費の修繕料に150万円を追加、次の2目住宅建設費では公営住宅建設事業に係る事業費確定に伴い12節委託料及び14節工事請負費合わせまして700万円を減額し、特定財源として地域住宅計画関連事業交付金178万7,000円を減額するものでございます。

次に、9款1項2目非常備消防費では、特定財源において消防団指揮広報車整備事業の起債対象事業費の額確定に伴い一般単独事業債を

減額、次の３目消防施設費では防火水槽新設事業の起債対象事業費の額確定に伴い、一般単独事業債を減額する財源補正でございます。

次に、10款２項１目小学校費の学校管理費では、国の令和６年度補正予算で措置されました学校施設環境改善交付金を活用した町内３小学校の屋内運動場空調設備の整備費用として、14節工事請負費に小学校体育館空調設備整備工事１億5,064万5,000円を追加し、特定財源として国の交付金5,741万8,000円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債9,310万円を追加するほか、小学校施設の長寿命化事業に係る起債対象事業費の額確定に伴い、一般単独事業債を減額する財源補正でございます。

次に、24ページをお開き願います。３項１目中学校費の学校管理費も同様に中央中学校の屋内運動場空調設備の整備費用として、14節工事請負費に中学校体育館空調設備整備工事6,229万3,000円を追加し、特定財源として国の交付金2,727万5,000円、町債3,500万円を追加するものでございます。

次に、４項３目農場管理費では、特定財源において本年度いただいた企業版ふるさと納税を高校魅力化プロジェクト事業に充てるため指定寄附金20万円を追加し、愛のまち建設基金繰入金と同額減額する財源補正で、次の６項３目学校給食センター管理費では特定財源において給食センターＬＥＤ照明器具工事に係る一般単独事業債を減額する財源補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、12ページをお開き願います。歳入につきましては、ただいまご説明いたしました歳出の各事業等に充てる特定財源として、記載のとおり国庫支出金や道支出金、寄附金、繰入金など12ページから15ページにかけましてそれぞれ計上し、それ以外の一般財源といたしましては、12ページ上段の２款３項１目森林環境譲与税に譲与額の確定により107万8,000円を追加するほか、14ページをお開きいただき、上から２つ目の19款１項１目繰越金の前年度繰越金に4,319万5,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、６ページをお開き願います。第２表、繰越明許費ですが、今回の補正予算に計上した事業を含め、年度内に完了することが困難な事業について計上しており、記載の11事業を合わせまして４億9,349万2,000円を翌年度へ繰り越し、事業を実施しようとするものでございます。

次に、７ページを御覧願います。第３表、地方債補正は、土地改良事業に係る公共事業等債や小中学校空調設備整備に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、地域防災緊急整備事業に係る教育・福祉施設等整備事業債などを新たに追加するほか、次の８ページから９ページにかけまして土地改良事業や道路事業などに係る公共事業等債、

8		辺地対策事業債など各事業費の確定に基づき、それぞれ補正後の欄に記載のとおり限度額を変更するものや廃止するものでございます。 なお、25ページには特別職の給与費明細書を、最終ページの26ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	ないようですので、質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第8、議案第2号「令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第5号〕」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。
	吉川町民課長	町民課長、吉川から議案第2号 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第5号〕についてご説明いたします。
		第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,552万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,773万円に改めようとするものでございます。
		歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款1項1目療養諸費は、実績見込みにより11節役務費を15万円、18節負担金補助及び交付金を2,900万円、合わせて2,915万円追加するもので、特定財源として保険給付費等交付金を同額充当するものでございます。
		次に、2目高額療養費は、実績見込みにより18節負担金補助及び交付金を1,000万円追加するもので、特定財源として保険給付費等交付金を同額充当するものでございます。
		次に、7款2項1目直営診療施設勘定繰出金、27節繰出金は、救急患者受入れ体制支援事業として500万円、設備整備分として137万5,000円、合わせて637万5,000円を病院会計に繰り出すため追加するもので、特定財源として道特別調整交付金等を同額見込むものでございます。
		次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。1款1項1目国民健康保険税は、実績見込みにより1節、医療給付費分現年度分から3節、介護納付金分まで合わせて2,106万2,000円を減額し、下段の6款2項1目準備基金繰入金、1節国民健康保険

		準備基金繰入金において同額の2,106万2,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。 なお、年度末の基金残高につきましては、約9,000万円となる見込みでございます。 4款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の特定財源でご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
9		日程第9、議案第3号「令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第4号〕」を議題とします。
	佐藤保健福祉課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、佐藤から議案第3号 令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第4号〕についてご説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,535万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,236万8,000円に改めようとするものでございます。 このたびの補正予算は、介護保険事業の実績見込みに伴い、前年度繰越金の精算及び歳出予算の充当、組替えを行うものでございます。 歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款2項1目介護予防サービス給付費では、18節負担金補助及び交付金を200万円追加し、その上段、1項1目居宅介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金を同額の200万円減額し、歳出予算の組替えを行うものでございます。 続きまして、6ページに移りまして、3款1項1目介護予防・生活支援サービス費では、10節需用費、燃料費を2万円追加し、その下段、1項2目介護予防ケアマネジメント事業費、12節委託料を同額の2万円減額し、歳出予算の組替えを行うものでございます。 続きまして、4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、前年度繰越金の精算などにより余剰金1,535万3,000円を追加するもので、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものでございます。 歳入につきましては、特定財源でご説明しておりますので、省略さ

10		せていただきます。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第10、議案第4号「令和6年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第3号〕」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。
	増田病院事務長	国保病院事務長、増田より令和6年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。
		議案1ページ、第2条、業務の予定量につきまして予算で定めた(4)、主要な建設改良事業の有形固定資産購入費4,035万3,000円を4,029万円に改め、病院改良事業費251万7,000円を235万3,000円に改めるものです。 第3条、収益的収入の予定額では、1款病院事業収益9億72万8,000円を9億8,072万8,000円に、医業外収益3億6,455万5,000円を4億4,455万5,000円に改めるものです。 第4条の資本的収入及び支出の予定額では、収入、第1款資本的収入1億1,849万7,000円を1億1,663万1,000円に、2項国保会計繰入金275万円を412万5,000円に、3項企業債3,098万円を2,610万円に改め、次のページ、2ページに移りまして、支出、1款資本的支出1億4,311万5,000円を1億4,288万8,000円に、第1項建設改良費4,287万円を4,264万3,000円に改めるものです。 第5条では、企業債の限度額3,098万円を2,610万円に改めるものです。 第6条の他会計からの補助金では、一般会計からの補助金3億4,000万円を4億2,000万円に改めるものです。 次に、予算説明書に基づきご説明いたしますので、4ページをお開き願います。上段の表、収益的収入でございます。1款2項2目他会計負担金では、企業債の借入額確定による利子負担金6,000円減額、それから不採算地区病院運営負担金に8,000万6,000円を追加し、合計で8,000万円を追加するものでございます。総額4億2,000万円とするものです。入院患者の増加によりまして医業収益増加しておりますが、

河口議長

河日議長

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

質疑を終わり、これから討論を行います。

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次回は、11日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員